

調査票新旧対照表	
変更後	変更前
調査Ⅰ 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況 3. 加害児童生徒への特別な対応 ①～⑫略 ⑬関係機関等との連携 ア 警察等の刑事司法機関等との連携 イ 児童相談所等の福祉機関等との連携 <u>ウ 首長部局等（イを除く）との連携</u> エ 病院等の医療機関等との連携 オ その他の専門的な関係機関との連携 <u>カ 地域の人材や団体等との連携</u>	調査Ⅰ 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況 3. 加害児童生徒への特別な対応 ①～⑫略 ⑬関係機関等との連携 ア 警察等の刑事司法機関等との連携 イ 児童相談所等の福祉機関等との連携 <u>（新設）</u> <u>ウ</u> 病院等の医療機関等との連携 <u>エ</u> その他の専門的な関係機関との連携 <u>オ</u> 地域の人材や団体等との連携
<変更理由> ・現在の調査区分では、首長部局等との連携について実態を把握することができていないため、「首長部局等（イを除く）との連携」の記入欄を追加する。 ・被害児童生徒を守る観点以外でも別室で授業等を行う場合が考えられることから、定義を明確にするため変更する。	
調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 5. いじめの発見のきっかけ （注1）～（注3） （略） <u>（注4）同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを記入すること。</u>	調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 5. いじめの発見のきっかけ （注1）～（注3） （略） <u>（新設）</u>
8. （1）いじめる児童生徒への特別な対応 ①～⑫略 ⑬関係機関等との連携 ア 警察等の刑事司法機関等との連携 イ 児童相談所等の福祉機関等との連携 <u>ウ 首長部局等（イを除く）との連携</u> <u>エ</u> 病院等の医療機関等との連携 <u>オ</u> その他の専門的な関係機関との連携 <u>カ</u> 地域の人材や団体等との連携	8. （1）いじめる児童生徒への特別な対応 ①～⑫略 ⑬関係機関等との連携 ア 警察等の刑事司法機関等との連携 イ 児童相談所等の福祉機関等との連携 <u>（新設）</u> <u>ウ</u> 病院等の医療機関等との連携 <u>エ</u> その他の専門的な関係機関との連携 <u>オ</u> 地域の人材や団体等との連携

8.（2）いじめられた児童生徒への特別な対応 ①～⑦略 ⑧関係機関等との連携 ア 警察等の刑事司法機関等との連携 イ 首長部局等（⑦を除く）との連携 ウ 病院等の医療機関等との連携 エ その他の専門的な関係機関との連携 オ 地域の人材や団体等との連携 9.学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ①～⑦略 ⑧ 保護者やP T Aなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。 ⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。 ⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力を図った。 ⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。 ⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 ⑬いじめ防止対策推進法第2 2条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。※(注6)参照 （注1）～（注5）略 （注6）選択肢「⑬ いじめ防止対策推進法第2 2条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第2 2条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。	8.（2）いじめられた児童生徒への特別な対応 ①～⑦略 （新設） 9.学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ①～⑦略 ⑧ P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。 （新設） ⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。 ⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。 ⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 ⑫ いじめ防止対策推進法第2 2条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。※(注6)参照 （注1）～（注5）略 （注6）選択肢「⑫ いじめ防止対策推進法第2 2条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第2 2条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。
<変更理由> ・被調査者からの質問が多い項目であり、定義をより明確にするため、説明を追加する。 ・現在の調査区分では、家庭や専門性のある関係機関、地域などとの連携等について実態を把握することができていないため、記入欄を追加する。 ・調査項目の追加に伴い変更する。	

変更後

調査Ⅲ小学校及び中学校における長期欠席の状況等

3. 不登校児童生徒について把握した事実

3. 不登校児童生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	育障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	左記に該当なし
小学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															
中学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															

（注1）「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず1つ以上回答すること。なお、該当する不登校児童生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答すること。

（注2）「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

（注3）「不登校児童生徒について把握した事実」については、該当する児童生徒について当てはまる項目を全て回答すること。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<具体例>

1 いじめの被害の情報や相談

2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談

3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談

4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出

5 学校のきまり等に関する相談

6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談

7 家庭生活の変化に関する情報や相談

8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談

9 生活リズムの不調に関する相談

10 あそび、非行に関する情報や相談

11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談

12 不安・抑うつに関する相談

13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談

14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談

15 左記に該当なし

本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

6. 不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

（注1）略

（注2）「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校16頁の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

変更前

調査Ⅲ小学校及び中学校における長期欠席の状況等

3. 不登校児童生徒について把握した事実

3. 不登校児童生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	育障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。
小学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)														
中学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)														

（注1）「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき回答すること。

（注2）「相談」は、本人や保護者からの相談であること。

（注3）「不登校児童生徒について把握した事実」については、該当する児童生徒について当てはまる項目を全て回答すること。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<区分>

1 いじめの被害の情報や相談

2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談

3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談

4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出

5 学校のきまり等に関する相談

6 転編入学、進級時の不適応による相談

7 家庭生活の変化に関する情報や相談

8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談

9 生活リズムの不調に関する相談

10 あそび、非行に関する情報や相談

11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談

12 不安・抑うつに関する相談

13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談

14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談

本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

6. 不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

（注1）略

（注2）「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校15頁の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

<変更理由>

・現在の調査区分では、把握した事実がない児童生徒数について実態を把握することができていないため、「左記に該当なし」の記入欄を追加する。

・被調査者からの質問が多い項目であり、定義をより明確にするため、説明を追加・変更する。

・6.の頁番号については、昨年度の調査項目変更の際に遺漏があったため変更する。

変更後	変更前																																													
7. 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について 7. 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について (人) <table><tr><th>区分</th><th>(1) 小学校</th><th>(2) 中学校</th></tr><tr><td rowspan="14">A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤における学習の成果を反映した実人数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数</td><td></td></tr><tr><td>(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数</td><td></td></tr></table> (注1) ①～⑤の区分は複数回答を可とする。各回答の内数として、それぞれ、(a)の欄、(b)の欄について計上すること。(a)の欄、(b)の欄についても複数回答を可とする。 (注2) Aの欄には、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤のいずれか1箇所以上における学習の成果を反映した実人数を記入する。 Bの欄には、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき、当該機関等における学習の成果を反映した実人数を記入する。 (注3) (a)の欄については、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入する。なお、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等の一部に反映した場合も含む。 (注4) (b)の欄については、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入する。 (注5) 「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、社会的自立を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。） なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。 (注6) 「民間団体、民間施設」とは、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添3「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考とし、不登校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。 <変更理由> ・不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習成果を成績に反映できることについては、すでに令和元年10月の初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において示しているところだが、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を一層推進するため、令和6年8月に省令改正を行い、当該通知の内容を法令上明確化した。併せて、各学校における取組状況について把握することが不可欠であると考えられるため、調査項目を新設する。	区分	(1) 小学校	(2) 中学校	A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤における学習の成果を反映した実人数			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		B			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		B			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		B			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		B			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		B			(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数		(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数		7. 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について (新設)
区分	(1) 小学校	(2) 中学校																																												
A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤における学習の成果を反映した実人数																																														
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																													
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																													
	B																																													
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																													
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																													
	B																																													
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																													
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																													
	B																																													
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																													
	(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																													
	B																																													
	(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																													
(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																														
B																																														
(a)うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数																																														
(b)うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数																																														
8. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター」の状況	7. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター」の状況																																													
<変更理由> ・調査項目の追加に伴い変更する。																																														

変更後

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

3. 不登校生徒について把握した事実

3. 不登校生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		いじめの被害の情報や相談があった。	題いじめ被害や相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問
学校	学校															
全日制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）															
定時制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）															

（注1）「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、必ず1つ以上回答すること。なお、該当する不登校生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答すること。

（注2）「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。

（注3）「不登校生徒について把握した事実」については、該当する生徒について当てはまる項目を全て回答すること。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

＜具体例＞

1 いじめの被害の情報や相談

2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談

3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談

4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出

5 学校のきまり等に関する相談

6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談

7 家庭生活の変化に関する情報や相談

8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談

9 生活リズムの不調に関する相談

10 あそび、非行に関する情報や相談

11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談

12 不安・抑うつに関する相談

13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談

14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談

15 左記に該当なし

・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

変更前

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

3. 不登校生徒について把握した事実

3. 不登校生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		いじめの被害の情報や相談があった。	題いじめ被害を除く友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問	相談が友人関係をめぐる問
学校	学校														
全日制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）														
定時制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）														

（注1）「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき回答すること。

（注2）「相談」は、本人や保護者からの相談であること。

（注3）「不登校生徒について把握した事実」については、該当する生徒について当てはまる項目を全て回答すること。調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

＜区分＞

1 いじめの被害の情報や相談

2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談

3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談

4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出

5 学校のきまり等に関する相談

6 転編入学、進級時の不適応による相談

7 家庭生活の変化に関する情報や相談

8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談

9 生活リズムの不調に関する相談

10 あそび、非行に関する情報や相談

11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談

12 不安・抑うつに関する相談

13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談

14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談

・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

＜変更理由＞

・調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

3. 不登校児童生徒について把握した事実の変更理由と同様。

変更後	変更前															
5. 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況 5.不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況 <table><tr><th>区分</th><th>(1) 全日制</th><th>(2) 定時制</th></tr><tr><td>学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そのうち、通信教育によって単位を修得した人数</td><td></td><td></td></tr></table> (注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒のうち、「学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数」「学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数」をそれぞれ計上すること。なお、特定の教科・科目等において、遠隔授業と通信教育の両方を行った場合は、それぞれに計上すること。 (注2) 「そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数」「そのうち、通信教育によって単位を修得した人数」については、修得した単位数は問わない。 (注3) 「そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数」「そのうち、通信教育によって単位を修得した人数」については、授業の実施方法として、主として遠隔授業または通信教育により単位を修得した人数を計上するものであり、例えば遠隔授業または通信教育を活用しつつも、特定の教科・科目等の総授業時間数のうち、半分以上の時間数を対面により授業を実施するなど、「主として対面により授業を実施した教科・科目等」として単位を修得している場合は除く。 (注4) 通信教育とは、高等学校の通信制課程において行われる添削指導、面接指導及び試験の方法による教育を指す。	区分	(1) 全日制	(2) 定時制	学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数			そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数			学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数			そのうち、通信教育によって単位を修得した人数			(新設)
区分	(1) 全日制	(2) 定時制														
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数																
そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数																
学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数																
そのうち、通信教育によって単位を修得した人数																
<変更理由> ・令和5年8月31日付けで「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」が取りまとめられたところ、この中では、高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保のための遠隔授業及び通信教育の活用等が提言された。それを受けて、生徒の多様な学習ニーズに対応するための高等学校における遠隔授業等の一層の推進を図る観点から、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、令和5年12月28日に公布・令和6年4月1日から施行された。省令改正を踏まえ、各学校における取組状況について把握することが不可欠であると考えられるため、調査項目を新設する。																
6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等															
<変更理由> ・調査項目の追加に伴い変更する。																

変更後	変更前																																																						
調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況																																																						
1. 3. (略)	1. 3. (略)																																																						
2. 自殺に係る調査を実施したものの詳細	2. 自殺に係る調査を実施したものの詳細																																																						
2. 自殺に係る調査を実施したものの詳細 (人)	2. 自殺に係る調査を実施したものの詳細 (人)																																																						
<table><tr><th>状 況</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>高等学校</th><th>計</th></tr><tr><td>基本調査の実施件数 ※(注 6)参照</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>詳細調査の実施件数 ※(注 7)参照</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>詳細調査の実施を今後予定している件数</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>詳細調査の実施を検討している件数</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr></table>	状 況	小学校	中学校	高等学校	計	基本調査の実施件数 ※(注 6)参照				0	詳細調査の実施件数 ※(注 7)参照				0	詳細調査の実施を今後予定している件数				0	詳細調査の実施を検討している件数				0	詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数				0	<table><tr><th>状 況</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>高等学校</th></tr><tr><td>基本調査の実施件数 ※(注 3)参照</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>詳細調査の実施件数 ※(注 4)参照</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>詳細調査の実施を検討している件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	状 況	小学校	中学校	高等学校	基本調査の実施件数 ※(注 3)参照				詳細調査の実施件数 ※(注 4)参照				詳細調査の実施を検討している件数				詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数				計	0	0	0
状 況	小学校	中学校	高等学校	計																																																			
基本調査の実施件数 ※(注 6)参照				0																																																			
詳細調査の実施件数 ※(注 7)参照				0																																																			
詳細調査の実施を今後予定している件数				0																																																			
詳細調査の実施を検討している件数				0																																																			
詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数				0																																																			
状 況	小学校	中学校	高等学校																																																				
基本調査の実施件数 ※(注 3)参照																																																							
詳細調査の実施件数 ※(注 4)参照																																																							
詳細調査の実施を検討している件数																																																							
詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数																																																							
計	0	0	0																																																				
<table><tr><td>詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容</td><td></td></tr></table> (注 1) 「1.自殺に係る調査を実施した件数」で回答したものにつき、回答すること。 (注 2) 実施件数については、調査に着手したものを計上すること。 (注 3) 「詳細調査の実施件数」には、「1.自殺に係る調査を実施した件数」で回答したもののうち、令和 6 年度内に詳細調査に着手したものを計上すること。「詳細調査に着手したもの」とは、詳細調査としてアンケート調査や聴き取り調査を行ったり、調査組織において基本調査の確認を行ったりした場合や会議を開催した場合等をいう。 (注 4) 「詳細調査の実施を今後予定している件数」は、詳細調査の実施は決定しているものの、未着手のものについて計上すること。 (注 5) 高等学校全定並置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。 (注 6) 「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。 (注 7) 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に取り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもの。なお、いじめ防止対策推進法第28条第 1 項に規定する「重大事態」の調査で代替したものを含む。 回答の際には、以下の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（文部科学省 平成26年7月1日）の内容も参考にすること。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaivou/1351858.htm	詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容		<table><tr><td>詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容</td><td></td></tr></table> (注 1) 実施件数については、調査に着手したものを計上すること。 (注 2) 高等学校全定並置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。 (注 3) 「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。 (注 4) 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもの。 (注 5) 回答の際には、以下の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（文部科学省 平成26年7月1日）の内容も参考にすること。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaivou/1351858.htm	詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容																																																			
詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容																																																							
詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の具体的内容																																																							
<変更理由> ・「詳細調査の実施を検討している件数」の詳細を把握するため、「詳細調査の実施を今後予定している件数」の記入欄を追加する。 ・被調査者からの質問が多い項目であり、定義をより明確にするため、説明を追加・変更する。																																																							